

令和元年度

第11回教育委員会（定例）

令和2年1月17日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和2年1月17日 午後2時00分～
場 所 市役所本庁舎1階 101・102会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第9回、第10回会議録の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名 番委員 (委員)

日程第3 会期の決定 自 令和2年1月17日 至 令和 年 月 日 日間

日程第4 議案

第1号 令和元年度3月補正予算案を市長に提案することについて

(教育総務課)・・・1頁

第2号 みどり賞被表彰者の決定について

(教育総務課)・・・6頁

第3号 三宅剣龍賞被表彰者の決定について

(文化財課)・・・11頁

第4号 丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)・・・13頁

第5号 学校運営協議会を置く学校の指定について

(学校教育課)・・・14頁

第6号 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

(こども未来課)・・・15頁

日程第5 承認事項

第1号 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

(文化財課)・・・24頁

第2号 篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

(文化財課)・・・27頁

日程第6 協議事項

第1号 「令和2年度丹波篠山の教育」(案)について

(教育総務課)・・・30頁

日程第7 報告事項

1 寄附採納について

(教育総務課)・・・31頁

2 後援名義の承認について

(教育総務課)・・・32頁

3 小中学校児童生徒の問題行動等について

(学校教育課)・・・33頁

4 令和元年度1月小・中・特別支援学校定例校長会について (学校教育課)・・・36頁

5 令和元年度第2学期学校給食異物混入状況について (学校給食センター)・・・37頁

6 教育長報告 ・・・40頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和2年2月6日(火)14:00～ 場所：市役所本庁舎4階401・402会議室

議案第2号

みどり賞被表彰者の決定について

丹波篠山市教育委員会表彰規則（平成19年教育委員会規則第10号）に基づき、次の者を表彰したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第17号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

令和元年度 「みどり賞」 被表彰候補者一覧

(団体・個人順、敬称略)

No.	団体・個人名	団体・個人概要
1	HC HYOGO HEARTS	構成員 12名
2	兵庫県立篠山鳳鳴高等学校 自然科学部	構成員 8名
3	ラクーンズ・ジュニア	構成員 14名
4	山上 琴音	兵庫県立篠山東雲高等学校3年生
5	小稲 蓮	丹波篠山市立篠山中学校1年生
6	足立 愛美	丹波篠山市立今田小学校4年生
7	小林 優希	兵庫県立篠山鳳鳴高等学校3年生
8	藤井 あかり	丹波篠山市立多紀小学校6年生
9	山下 奏乃	丹波篠山市立多紀小学校6年生

No.	団体・個人名	団体・個人概要
10	井関 良太	兵庫県立篠山産業高等学校1年生
11	前川 梨杏	兵庫県立篠山産業高等学校3年生
12	藤田 魁誠	兵庫県立篠山産業高等学校2年生
13	清水 春花	兵庫県立篠山産業高等学校3年生
14	中井 帆乃香	丹波篠山市立篠山中学校3年生
15	馬場 瞬	丹波篠山市立丹南中学校3年生
16	中森 俊介	明石市立明石商業高等学校2年生
17	金井 くるみ	丹波篠山市立篠山中学校3年生

◇ 功績調書 ◇

1 HC HYOGO HEARTS

栃木県で開催された、「第41回全国スポーツ少年団ホッケー交流大会男子の部」において第3位の成績を収めた。平成29年のクラブ発足以来、ホッケー競技を通じて、一人一人が豊かな人間性を育むことを理念に市内小学生を中心に、日々練習に取り組んでいる。

2 兵庫県立篠山鳳鳴高等学校 自然科学部

神戸市で開催された「第43回兵庫県高等学校総合文化祭自然科学部門発表会生物分野」において、タマネギの細胞分裂の様子を「ヒドロキシ尿素」を用いて分裂にかかった時間や過程を研究した『ヒドロキシ尿素を用いた細胞周期測定を試み』の発表が優秀賞を受賞した。日々研究に取り組み、科学を通じた他校との交流等も行っている。

3 ラクーンズ・ジュニア

滋賀県で開催された、「第14回びわこオープン全国ジュニアソフトボール大会女子の部」で第8位の成績を収めた。昭和63年に発足以来、ソフトボール競技を通して、健やかな心身づくりと規律、礼儀を身に着けることを目的に市内小学生を中心に日々練習に取り組んでいる。

4 ^{やまがみ} 山上 ^{ことね} 琴音（兵庫県立篠山東雲高等学校3年生）

特定外来生物であるウシガエルについて課題研究等に取り組み、その努力が実を結び、上郡町で開催された「第67回兵庫県学校農業クラブ連盟大会」意見発表分野Ⅱ類において、『共存のための堆肥』～カエルたちの命と向き合っ～を発表して最優秀賞を受賞した。また、奈良県で開催された「第67回近畿学校農業クラブ連盟大会」意見発表分野Ⅱ類においても同発表を行い、優秀賞を受賞した。

5 ^{こいね} 小稲 ^{れん} 蓮（丹波篠山市立篠山中学校1年生）

東京都で開催された「2019B&G全国ジュニア水泳競技大会」男子4×50mフリーリレーにおいて、第6位の成績を収めた。また、男子4×50mメドレーリレーにおいても第8位の成績を収めた。NSI西紀スイミングスクールに所属し、日々熱心に練習に取り組んでいる。

6 ^{あだち} 足立 ^{あいび} 愛美（丹波篠山市立今田小学校4年生）

東京都で開催された「2019B&G全国ジュニア水泳競技大会」小学3・4年女子50m平泳ぎにおいて、第5位の成績を収めた。NSI西紀スイミングスクールに所属し、日々熱心に練習に取り組んでいる。

7 ^{こばやし} 小林 ^{ゆうき} 優希（兵庫県立篠山鳳鳴高等学校3年生）

かるた部に所属し、日々熱心に練習に取り組み、その努力が実を結び、兵庫県代表チームに選抜され、佐賀県で開催された「第43回全国高等学校総合文化祭」に出場して活躍した。

8 ^{ふじい} 藤井 あかり（丹波篠山市立多紀小学校6年生）

ラクーンズ・ジュニアに所属し、日々熱心にソフトボールの練習に励み、その努力が実を結び、令和元年度日本小学生ソフトボール連盟国際親善大会選手に選出され、令和2年3月21日～22日にオーストラリアで行われる国際親善試合に日本代表として出場する。

9 ^{やました}山下 ^{かなの}奏乃（丹波篠山市立多紀小学校 6 年生）

ラクーンズ・ジュニアに所属し、日々熱心にソフトボールの練習に励み、その努力が実を結び、令和元年度日本小学生ソフトボール連盟国際親善大会選手に選出され、令和 2 年 3 月 21 日～22 日にオーストラリアで行われる国際親善試合に日本代表として出場する。

10 ^{いせき}井関 ^{りょうた}良太（兵庫県立篠山産業高等学校 1 年生）

神戸市で開催された「第 71 回兵庫県高等学校ユース陸上競技対校選手権大会」1 学年棒高跳競技において 3m00 c m を跳び、第 2 位の成績を収めた。陸上部に所属し、日々熱心に練習に取り組んでいる。

11 ^{まえかわ}前川 ^{りあん}梨杏（兵庫県立篠山産業高等学校 3 年生）

上郡町で開催された「第 74 回兵庫県学校農業クラブ連盟県大会」農業鑑定競技生活の部において、最優秀賞を受賞した。日々農業学習や家庭科実習に熱心に取り組んでいる。

12 ^{ふじた}藤田 ^{かいせい}魁誠（兵庫県立篠山産業高等学校 2 年生）

上郡町で開催された「第 74 回兵庫県学校農業クラブ連盟県大会」農業鑑定競技生活の部において、優秀賞を受賞した。また、福島県で開催された、「第 70 回日本学校農業クラブ全国大会南東北大会」農業鑑定競技生活の部において、優秀賞を受賞した。日々農業学習や家庭科実習に熱心に取り組んでいる。

13 ^{しみず}清水 ^{はるか}春花（兵庫県立篠山産業高等学校 3 年生）

上郡町で開催された「第 74 回兵庫県学校農業クラブ連盟県大会」農業鑑定競技生活の部において、優秀賞を受賞した。日々農業学習や家庭科実習に熱心に取り組んでいる。

14 ^{なかい}中井 ^{ほのか}帆乃香（丹波篠山市立篠山中学校 3 年生）

ホッケー部に所属し、日々熱心に練習に励み、その努力が実を結び、令和元年度 U-15 ジュニアユースホッケー女子日本代表チームに選出され、オーストラリアで開催された「F・H・E カップ」に出場して活躍した。

15 馬場 瞬（丹波篠山市立丹南中学校 3 年生）

「第 39 回全国中学生人権作文コンテスト兵庫県大会」において、妹との関わりを通して感じた、障がい者と社会の関係性を綴った『妹が笑顔で過ごせるように』が優秀賞を受賞した。

16 中森 俊介（明石市立明石商業高等学校 2年生）

野球部に所属し、日々熱心に練習に励み、その努力が実を結び、兵庫県高等学校野球選抜チームに選出され、台湾で開催された国際試合に出場して活躍した。

17 ^{かない}金井 くるみ（丹波篠山市立篠山中学校 3年生）

三木市で開催された「第70回丹有地区中学校総合体育大会陸上競技大会女子共通砲丸投」において、12m49cmを記録し、「第50回ジュニアオリンピック陸上競技大会」参加標準記録を突破した。陸上部に所属し、日々熱心に練習に取り組んでいる。

議案第3号

三宅剣龍賞被表彰者の決定について

丹波篠山市教育委員会表彰規則（平成19年教育委員会規則第10号）に基づき、次の者を表彰したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第17号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

令和元年度三宅剣龍賞被表彰候補者一覧

(団体・個人順、敬称略)

No.	個人・団体名	団体・個人概要
1	堀毛 幸代	「ふしぎな花倶楽部」インストラクター
2	黒田 泰子	久坂流実翁吟社会員
3	川端 浩之	コーラスグループ「ドレミファ紗羅」指導者
4	(未定)	丹波篠山市教育書道展小学生の部最優秀者
5	(未定)	丹波篠山市教育書道展中学生の部最優秀者

※令和元年度教育書道展（小学校の部・中学校の部）において特に優秀と認められた2名については、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第5条(臨時代理)の規程に基づき、教育長決裁にて処理する。

◇ 功 績 調 書 ◇

1 堀毛 幸代 (手芸)

平成4年より押し花アートのインストラクターとして公民館等で押し花の指導を始め、新しい技法によるアート作品の素晴らしさを多くの人に伝え、後進の育成にも尽力している。

地域の文化祭及び病院等での作品展示や社会福祉団体が主催する事業での指導など芸術を通じた文化振興や交流活動に貢献している。

長年、意欲的に創作活動に取り組み、押し花アートという新たな芸術の普及に努め、市の芸術文化の発展に貢献している。

2 黒田 泰子 (詩吟)

久坂流実翁吟社に入会以来、40年近く詩吟の上師範として会の運営並びに会員の育成指導に尽力している。その傍ら兵庫県吟詠連盟理事及び審査員の役職にも精励し、詩吟の普及、発展に努めている。

自らの活動に加え、東雲文化協会の実行委員を長きに亘り務めるとともに同文化協会の会長を歴任し、地域の文化活動の振興にも尽力し、その功績は高く評価されている。

長年に亘り、詩吟の普及による市の伝統芸能の振興に大きく貢献している。

3 川端 浩之 (音楽指導)

平成3年よりコーラスグループ「ドレミファ紗羅」の音楽指導に携わり、ふるさとの心をうたう丹波音楽祭、篠山音楽祭、丹波篠山市文化の祭典西紀のつどいに会員とともに指揮者として参加を継続し、会員の活動意欲を喚起するとともに音楽を通して地域住民との交流を深めている。

また、音楽指導だけでなく市民による文化芸術団体の公演活動において舞台監督や演出を務めるなど幅広く文化活動に取り組み、長年に亘り、市の文化芸術の発展に大きく貢献している。

5 丹波篠山市教育書道展小学生の部最優秀者 (書道)

6 丹波篠山市教育書道展中学生の部最優秀者 (書道)

議案第4号

丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修哉

丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成29年篠山市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（会議の公開）

第13条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は協議会の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

学校運営協議会を置く学校の指定について

学校運営協議会を置く学校を次のように指定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第2号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川修哉

学校運営協議会を置く学校の指定について

丹波篠山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に基づき、学校運営協議会を置く学校を次のとおり指定する。

学校運営協議会を置く学校に指定する学校の名称

丹波篠山市立篠山小学校、丹波篠山市立八上小学校、丹波篠山市立城北畑小学校、丹波篠山市立岡野小学校、丹波篠山市立城東小学校、丹波篠山市立多紀小学校、丹波篠山市立西紀南小学校、丹波篠山市立西紀小学校、丹波篠山市立西紀北小学校、丹波篠山市立大山小学校、丹波篠山市立味間小学校、丹波篠山市立城南小学校、丹波篠山市立古市小学校、丹波篠山市立今田小学校、丹波篠山市立篠山中学校、丹波篠山市立篠山東中学校、丹波篠山市立西紀中学校、丹波篠山市立丹南中学校、丹波篠山市立今田中学校、丹波篠山市立篠山養護学校

指定の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間とする。

議案第6号

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第9号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川修哉

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第27号とし、第19号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、第18号を削り、同条第17号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改め、「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」及び「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を削り、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「法第20条第4項の規定による認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第1項中「市町村」を「市」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「市町村」を「市」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を削る。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「当該」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加え

る。

ア 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるものに対する副食の提供

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、当該区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 次のa又はbに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども及びその兄弟姉妹が同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

a 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども

b 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもで、満4歳以上のもの

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもで、満3歳のもの 負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合において、そのうち最年長者又は2番目の年長者でない者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「市町村」を「市」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「当該施設型給付費の支給に係る市町村」を「市」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、

同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「市町村」を「市」に改め、同条第4項中「市町村」を「市」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第5項中「市町村から」を「市から」に、「当該市町村」を「市」改める。

第32条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「市町村」を「市」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に、「市町村」を「市」に改める。

第35条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもの数」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「同号に」を「法第19条第1項第1号に」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同号又は同項第2号」を「法第19条第1項第1号又は第2号」に、「とする」を「と、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「小学校就学前子ども」を「小学校就学前子どもの数」に、「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を

含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう」を「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「同条に規定する小規模保育事業B型をいう」を「同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「同条に規定する小規模保育事業C型」を「同条例第33条に規定する小規模保育事業C型」に改め、を削る。

第38条第1項中「事業の運営についての重要事項に関する規程」を「運営規程」に、「及び」を「、」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「小学校就学前子ども及び」を「小学校就学前子どもの数及び」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「法第20条第4項の規定による認定に」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「に規定する場合においては、」を「の」に、「に規定する選考の方法」を「の選考方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「当該」を削り、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「第42条に規定する」を削る。

第40条第1項中「市町村」を「市」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「市町村」を「市」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「行う」を「実施する」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同

条第7項とし、同条第2項中「あつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)

を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に、「市町村」を「市」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。））」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。））」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第

23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。))」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「次項において」を「以下」に、「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。))をいう。))」とあるのは「定める額をいう。))」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保

育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に、「市町村」を「市」に改め、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とを削り、同条第2項中「市町村」を「市」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第1号

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

専 決 処 分 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の変更に関し専決処分した。

理由：篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の変更については、12月16日に開催した丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において審議し、承認された。

保存計画の変更は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条及び丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第19号の規定により議決事項となっているが、年内に保存計画を変更し、伝統的建造物として特定しなければ税制面での優遇措置が受けられないため、12月中に特定物件として指定する必要があるとともに、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処分とした。

令和元年12月27日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前 川 修 哉

《変更の詳細については次頁》

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を次のように変更する。

令和元年12月27日

丹波篠山市教育委員会

記

1 伝統的建造物の追加

(1) 新たに特定する伝統的建造物

増減	名称	保存計画番号	種別	員数	所在地	原因
増	山本家	上39-A1	建築物 主屋	1	河原町4、4-3	特定同意

(2) 伝統的建造物及び環境物件件数一覧

項目	伝統的建造物		環境物件	特定物件 総数
	建築物	工作物		
候補物件	242	72	107	421
変更前	221	65	71	357
変更に伴う増減数	1	0	0	1
変更後	222	65	71	358
※選定時の特定物件件数	174	51	68	293

承認第2号

篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画を変更したことについて、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり処理したので教育委員会の承認を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

《以下次頁》

専 決 処 分 書

丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の変更に関し専決処分した。

理由：篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の変更については、12月16日に開催した丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会において審議し、承認された。

保存計画の変更は、丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条及び丹波篠山市教育委員会事務決裁規則第4条第19号の規定により議決事項となっているが、年内に保存計画を変更し、伝統的建造物として特定しなければ税制面での優遇措置が受けられないため、12月中に特定物件として指定する必要があるとともに、臨時教育委員会を開催する時間的余裕がないと認め専決処分とした。

令和元年12月27日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前 川 修 哉

《変更の詳細については次項》

丹波篠山市教育委員会告示第15号

篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を次のように変更する。

令和元年12月27日

丹波篠山市教育委員会

記

1 伝統的建造物の追加

(1) 新たに特定する伝統的建造物

増減	名称	保存計画番号	種別	員数	所在地	原因
増	足立家	東20-B	離れ	1	安口443-2	特定同意

(2) 伝統的建造物及び環境物件件数一覧

項目	伝統的建造物		環境物件	特定物件 総数
	建築物	工作物		
候補物件	215	65	23	303
変更前	169	55	22	246
変更に伴う増減数	1	0	0	1
変更後	170	55	22	247
※選定時の特定物件件数	150	52	21	223

協議第1号

「令和2年度丹波篠山の教育」（案）について

「令和2年度丹波篠山の教育」（案）について、教育委員会の協議を求める。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前 川 修 哉

《以下別冊1》

報告 1

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	井関 道夫	しゃべる地球儀	3台	117,000円	城東小学校の学習で活用のため
2	熊谷 善次	掛軸 平尾竹霞 筆 ①「雄徳山の図」 ②「松谿観瀑図」 ③「溪山幽談図」	各1幅	—	丹波篠山市立歴史美術館において保存し、展示公開するため
3	株式会社ツトムファーム 代表取締役 大前利造	干し芋	530袋	—	市内各保育園・公私立こども園0～3歳児に野菜本来のおいしさを知ってもらい、特産物教育に役立てるため

報告 2

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和2年1月17日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前川 修 哉

No	名称	実施日	団体	場所
1	丹波篠山市剣道連盟 創立30周年記念式典	令和2年2月16日	丹波篠山市剣道連盟 会長 堀毛 孝	丹波篠山市立大山 小学校体育館
2	スポセンまつり×ミ ラクル親子パーク in ささやま	令和2年3月20日	篠山スポーツネット ワーク 丹波篠山総合スポー ツセンター 支配人 田中 稔也	丹波篠山総合スポ ーツセンター
3	女声コーラスゆうゆ うゆう結成40周年 記念コンサート	令和2年7月12日	女声コーラスゆうゆ うゆう 代表 小前 千鈴	丹波篠山市立田園 交響ホール
4	丹波篠山楽空間よさ こい教室	令和2年2月6日、 13日、20日、27日	丹波篠山楽空間 代表 上羽 裕樹	丹波篠山市立丹南 中学校
5	第59回新春かるた 競技大会	令和2年2月2日	篠山かるた会 会長 水井 廉雄	丹波篠山市民セン ター

報告 3

小中学校児童生徒の問題行動等について

小中学校児童生徒の問題行動等について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 2 年 1 月 17 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前 川 修 哉

《以下次頁》

平成30・令和元年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和元年12月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	H30														
			H31														
		学校外	H30														
			H31														
	生徒間暴力	学校内	H30			2			1	3	1	1				8	
			H31						1	8	2	1				12	
		学校外	H30					1								1	
			H31														
	対人暴力	学校内	H30														
			H31														
		学校外	H30														
			H31														
	器物損壊		H30														
			H31														
恐 喝		H30															
		H31															
窃盗・万引き等		H30				1									1		
		H31		1											1		
その他(強盗・放火等)		H30															
		H31															
ぐ 犯 不良行為	怠情浪費	深夜はいかい	H30														
			H31														
		家 出	H30														
			H31														
	無断外泊	H30															
		H31															
	金品持ち出し	H30															
		H31															
	飲酒喫煙等	不健全性的行為	H30														
			H31														
		飲 酒	H30														
			H31														
	喫 煙	H30															
		H31															
	薬物乱用	H30															
		H31															
	粗暴	けんか	H30														
			H31														
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		H30		1											1		
		H31															
無免許運転		H30															
		H31															
いじめ		H30		4	4	6		4	4	11	3	4	24	2	66		
		H31	1	1	18	2	1	1	9	8	2				43		
合 計		H30		5	6	7	1	5	7	12	4	4	24	2	77		
		H31	1	2	18	2	1	2	17	10	3				56		

不登校	H30児童数	H30		2	2	2	2	4	4	5	6	7	8	11
	2002			0.10%	0.10%	0.10%	0.10%	0.20%	0.20%	0.25%	0.30%	0.35%	0.40%	0.55%
	H31児童数	H31			1	3	3	5	7	11	12			
	2005				0.05%	0.15%	0.15%	0.25%	0.35%	0.55%	0.60%			

平成30・令和元年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和元年12月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	H30	1					1	4	1					7	
			H31			1	1									2	
		学校外	H30														
			H31														
	生徒間暴力	学校内	H30	1	2	1	1			1	8	1		1	4	20	
			H31	2	6	2	4		1		3					18	
		学校外	H30														
			H31														
	対人暴力	学校内	H30														
			H31														
		学校外	H30														
			H31														
	器物損壊	H30										2				2	
		H31							1	1		1				3	
恐 喝	H30																
	H31																
窃盗・万引き等	H30		1						1						2		
	H31																
その他(強盗・放火等)	H30																
	H31																
ぐ 犯 不良行為	深夜はいかい	H30															
		H31															
	家 出	H30			1	1			1				2			5	
		H31									1					1	
	無断外泊	H30															
		H31															
	金品持ち出し	H30															
		H31															
	不健全性的行為	H30															
		H31								1						1	
	飲 酒	H30															
		H31															
	喫 煙	H30	1	1												2	
		H31									1					1	
薬物乱用	H30																
	H31																
粗暴	けんか	H30	1		1									1	3		
		H31									1	1			2		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)	H30	18	19	19	16			9	18	18	20	42	24	22	225		
	H31	11	17	14	12		2	21	22	14	5				118		
無免許運転	H30																
	H31																
いじめ	H30		2	4	1				3	2		2	2		16		
	H31	1	2	4	4			4			2				17		
合 計	H30	22	25	26	19			11	23	32	24	46	27	27	282		
	H31	14	25	21	21		2	27	24	20	9				163		

不登校	H30生徒数	H30		4	16	18	18	23	29	34	35	37	42	44
	983			0.41%	1.63%	1.83%	1.83%	2.34%	2.95%	3.46%	3.56%	3.76%	4.27%	4.48%
H31生徒数	H31		4	8	10	10	15	22	29	34				
	982			0.41%	0.81%	1.02%	1.02%	1.53%	2.24%	2.95%	3.46%			

報告 4

令和元年度 1 月小・中・特別支援学校定例校長会について

令和元年度 1 月小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 2 年 1 月 17 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前 川 修 哉

《以下別冊 2》

報告 5

令和元年度第 2 学期学校給食異物混入状況について

令和元年度第 2 学期学校給食異物混入状況について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 2 年 1 月 17 日

丹波篠山市教育委員会
教育長 前 川 修 哉

《以下次頁》

令和元年度 第2学期 学校給食異物混入状況

(期間:令和元年9月3日～12月23日)

1. 異物の分類による内訳

※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

施設名		東部学校 給食センター	西部学校 給食センター	合 計
区分	種類			
分類1	危険異物	1 (-)	-	1 (0)
分類2	非危険異物	2 (-)	1 (-)	3 (0)
合 計		3 0	1 0	4 (0)

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

(単位:実施日数=日、提供品目食数=食)

		東 部	西 部	合 計
実施日数		75	75	-
提供品目食数	米飯	103,951	117,663	221,614
	パン	28,948	32,671	61,619
	牛乳	131,736	147,883	279,619
	おかず	328,790	440,120	768,910
	デザート	42,113	43,552	85,665
合 計		635,538	781,889	1,417,427

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

2. 異物の種類並びに混入箇所

＜東部学校給食センター＞ ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳 業者内	不 明	小 計
危険異物	金属類等	-	-	-	-	1 (-)	1 (0)
非危険異物	毛 髪	1 (-)	-	-	-	-	1 (0)
	合成物質 (繊維片等)	-	-	-	-	-	0 (0)
	自 然 界 (食物の殻等)	-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
	虫	-	-	-	-	-	0 (0)
小 計		1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)
提供品目食数合計に対する混入率→							0.00047%

＜西部学校給食センター＞ ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳 業者内	不 明	小 計
危険異物	金属類等	-	-	-	-	-	0 (0)
非危険異物	毛 髪	-	-	-	-	-	0 (0)
	合成物質 (繊維片等)	-	-	-	-	-	0 (0)
	自 然 界 (食物の殻等)	-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
	虫	-	-	-	-	-	0 (0)
小 計		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
提供品目食数合計に対する混入率→							0.00013%

＜東部・西部学校給食センター合計＞ ※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳 業者内	不 明	合 計
危険異物	金属類等	-	-	-	-	1 (-)	1 (0)
非危険異物	毛 髪	1 (-)	-	-	-	-	1 (0)
	合成物質 (繊維片等)	-	-	-	-	-	0 (0)
	自 然 界 (食物の殻等)	-	-	2 (-)	-	-	2 (0)
	虫	-	-	-	-	-	0 (0)
合 計		1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)
提供品目食数合計に対する混入率→							0.00028%

令和元年度 第1～2学期累計 学校給食異物混入状況

(期間:平成31年4月9日～令和元年12月23日)

1. 異物の分類による内訳

【参考】 期間における給食実施日数と提供品目食数

※ ()内数字は、前年度同期の数字 (単位:件)

区分	施設名	東部学校 給食センター	西部学校 給食センター	合計
分類1	危険異物	1 (2)	-	1 (2)
分類2	非危険異物	5 (2)	2 (1)	7 (3)
合計		6 (4)	2 (1)	8 (5)

(単位:実施日数=日、提供品目食数=食)

	東部	西部	合計	
実施日数	141	141	-	
提供品目食数	米飯	196,752	218,127	414,879
	パン	53,569	62,584	116,153
	牛乳	246,422	276,128	522,550
	おかず	679,243	827,015	1,506,258
	デザート	84,469	90,607	175,076
合計	1,260,455	1,474,461	2,734,916	

※・危険異物とは、金属類、ガラス類、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品等

混入件数
前年度同期比
3件増

・非危険異物とは、毛髪、繊維片、スポンジ片、食品梱包材の切れ端、食物の殻、食材に付着していた虫等

※ 提供品目食数は、例えば、おかずが給食1食に3品あり、2,000人が食べた場合、6,000食と数えて累計したもの。

2. 異物の種類並びに混入箇所

<東部学校給食センター> ※ ()内数字は、前年度同期の数字

(単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	小計
	種類							
危険異物	金属類等		- (2)	-	-	-	1 (-)	1 (2)
非危険異物	毛髪		1 (-)	-	-	- (1)	-	1 (1)
	合成物質 (繊維片等)		2 (-)	-	-	-	- (1)	2 (1)
	自然界 (食物の殻等)		-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
	虫		-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
小計			3 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (1)	6 (4)
提供品目食数合計に対する混入率→								0.00048%
混入件数 前年度同期比→								2件増

<西部学校給食センター> ※ ()内数字は、前年度同期の数字

(単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	小計
	種類							
危険異物	金属類等		-	-	-	-	-	0 (0)
非危険異物	毛髪		-	-	-	-	- (1)	0 (1)
	合成物質 (繊維片等)		-	-	-	-	-	0 (0)
	自然界 (食物の殻等)		-	-	2 (-)	-	-	2 (0)
	虫		-	-	-	-	-	0 (0)
小計			0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)
提供品目食数合計に対する混入率→								0.00014%
混入件数 前年度同期比→								1件増

<東部・西部学校給食センター合計> ※ ()内数字は、前年度同期の数字

(単位:件)

区分	混入箇所		給食センター内	学校園内	原材料内	パン・牛乳業者内	不明	合計
	種類							
危険異物	金属類等		- (2)	-	-	-	1 (-)	1 (2)
非危険異物	毛髪		1 (-)	-	-	- (1)	- (1)	1 (2)
	合成物質 (繊維片等)		2 (-)	-	-	-	- (1)	2 (1)
	自然界 (食物の殻等)		- (-)	-	3 (-)	-	-	3 (0)
	虫		-	-	1 (-)	-	-	1 (0)
合計			3 (2)	0 (0)	4 (0)	0 (1)	1 (2)	8 (5)
提供品目食数合計に対する混入率→								0.00029%
混入件数 前年度同期比→								3件増

報告 6 教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
			12/25 13:15 交流 人事面接 (2-303)	12/26 全員協議会 9:30 市議 会(第5日) 16:00 所属 長(2-303)	12/27 14:00 今井 氏来庁(教 育長室) 16:00 仕事 納めの会 (2-301・ 302)	12/28 11:00 令和 元年度年末 年始短期里 親事業出迎 え式(市民ホ ール)
12/29	12/30	12/31	1/1 元日 9:00 今田 元旦マラソ ン(上立杭 交流館つぼ ねがさ)	1/2	1/3	1/4 11:00 令和 元年度年末 年始短期里 親事業帰園 式(市民ホール)
1/5 9:00 スペ シャルホッ ケースクー ル(スポー ツセンタ ー)	1/6 8:05 仕事 始めの会 (市民ホー ル) 13:00 定例 教育委員会 議案検討会 (2-303)	1/7 3学期始業 式 8:30 部長 会・政策会 議(応接室)	1/8 9:00-17:00 当初予算 市長査定 (応接室)	1/9 9:00 当初 予算市長査 定(応接室) 10:00 定例 校長会 (2-301.302) 13:00 3月 補正予算教 育長ヒアリ ング(エレ 横) 16:00 所属 長(2-303) 17:00 3月 補正教育長 ヒアリング ②(エレ横) 19:00 スポ ーツセンタ ー	1/10 8:30 議会 報告会参加 者意見等申 し入れ(応 接室) 9:00 当初 予算市長査 定(応接室) 15:00 新年 賀詞交換会 (ユニットピ アささや ま)	1/11

1/12 10:00 消防 団出初め式 (田園交響 ホール) 14:00 成人 式 (田園交 響ホール)	1/13 成人 の日	1/14 8:30 政策 会議 (応接 室) 16:00 西紀 南小山田教 諭永年勤続 表彰 (教育 長室)	1/15 10:00 篠山 スポーツネ ットワーク 新年あいさ つ (教育長 室) 13:30 市展 実行委員会 (2-301) 16:00 所属 長会 (2-303)	1/16 10:00 大和 氏来庁 (教 育長室) 15:00 第40 回館山若潮 マラソン交 流ランナー 激励会 (応 接室) 17:30 業務 カイゼン ランプリ (田園交響 ホール)	1/17 11:30 多紀 小学校人事 ヒアリング (エレ横) 13:30 教育 委員協議会 (101.102) 14:00 定例 教育委員会 (101.102) 18:00 大山 地区新春懇 談会 (ユニ トピアささ やま)	
---	---------------	--	--	--	--	--

「日本の宝石 WakuWaku都市 丹波篠山」“子年”の挑戦

丹波篠山市教育長 前川修哉

1 常に環境の変化にアンテナを張り、準備を怠らない（目的と手段を履き違えず、戦略を練る）

◇ 2020年オリンピックイヤー：「聖火リレー」セレブレーション開催（5月25日）

【オリンピズムの7根本原則】

- 1 オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探究するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。
- 2 オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。
- 3 オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは…（以下略）

◇ 全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会（5月20日～22日）

【目的】本会は、加盟市町村が強調して保存地区の保存整備に関する調査研究及び施策の推進をはかり、もって伝統的建造物群の保存と活用及び地域文化の向上に資することを目的とする。

・100市町村で120地区（令和元年12月末）

2 主体的、対話的で深い学び（「資質・能力と学びのメカニズム」奈須正裕著 東洋館出版社から）

◇ 5年生社会科授業「食料自給率」…【一口に国産と言っても、一筋縄にはいかない】

■自給率の算定基準を巡って少女の発言

「もしも私が豚だったらね。お父さんはアメリカ人の豚でしょ。そして、お母さんは日本の豚。その二人から生まれた私は、ウクライナ的小麦や中国のトウモロコシを食べて育った。それでいったい、私は国産なの？」

「主体的な学び」の究極の姿は、自己の生き方、在り方に迫る学びということ

◇ 算数科「トマトの授業」“単位量当たりの大きさ”

■スーパーで売っている様々なトマトのパックを見せて、「どれが一番お買い得か」を問う。

【現実のトマトのパックは、個数、大きさ、品質など微妙に異なる】

「グラム当たりなら比べられるんじゃないか」

「リコピン（栄養素）当たり量で比べれば、ブランドトマトの方がお買い得かも」

「うちは二人家族だから、四個パックだと余っちゃう。うちとしては二個パックの方が…」

学びのリアリティと教科の本質への肉薄は、同時に達成可能

3 教えるべき正解を失った学校（「資質・能力と学びのメカニズム」奈須正裕著 東洋館出版社から）

学校に残された唯一の道は、その教育原理を内容中心から資質・能力を基盤としたものへと転換し、新たな存在として再生することでしょう。

同じく正解のない毎日を送っていた農業社会に生きる人々が、一面において高度な資質・能力を所有していた可能性を勘案すれば…今再び、本来のあり方へと回帰しようとしているだけかもしれない。



「日本の宝石 WakuWaku都市 丹波篠山」への挑戦

丹波篠山市教育長 前川修哉

皆様、明けましておめでとうございます。令和になって初めての新年を健やかに迎えられたことと思います。

去年は、新元号「令和」へ、市名も「丹波篠山市」への移行期でした。そうした節目のとき、ラグビーワールドカップは、改めて、本来私たち人間が持っている精神的・肉体的な能力を思い起こさせてくれました。身体を極限まで鍛え上げ、仲間を信じ切り、ぶつかり合って闘っている人間の凄さに心が躍りました。

一方で、新春の駅伝競争大会、ピンク色のシューズの多さに気を引かれながらテレビ観戦していました。そうしたシューズを履いている選手がどんどんと新記録を出していました。常識が覆されていきました。今日の常識は明日の非常識。－マラソンシューズは厚底全盛－

さて、「日本の宝石 WakuWaku都市 丹波篠山」というキャッチフレーズが決まりました。

行政という仕事を通じて、変わりゆく社会（丹波篠山市）をもっともっと魅力あふれるものにしようという夢に向かい、大きな絵（モチ）を描き、飽くなき挑戦を続けていきましょう。

1 常に環境の変化にアンテナを張る

◇ 考えるより、行動する

いかなる変化に対しても、リスクは当然のことながら、チャンスも捉えて迅速に対応していく。

◆ 100%正しい忠告は、まず役に立たない

打席に入る選手に「ヒットを打て」は100%正しいことだが、役に立つ忠告ではない。

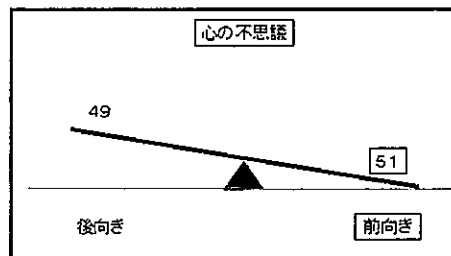
同様に、「もっと働きなさい」、子供に「勉強しなさい」は、まず役に立たない。

2 心のなかの勝負は、51対49のことが多い

◇ 「失敗の原因」を突き止めるたび、人生は上向く。

心のシーソーは、ほんの一つのことで、安定を取り戻したり、前向きに傾けることができる。

◆ 人の心は放っておくと、9割は否定的方向に傾いてしまう。



3 「耐える」だけが精神力ではない

◇ 人の「精神」のすぐれたはたらきは、忍耐よりも「イマジネーション」

もう駄目だというときに新しい手段を考え出す能力や、相手によって方法を変える。

ラグビーが魅力的だったのは、選手一人一人のイマジネーションの豊かさだと私は思っています。

「ワクワク」への挑戦として、私なりに考えたポイントです。

最後になりますが、教育委員会事務局、教育現場の皆さん、そして、その皆さんを支えるご家族の健康を祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。